

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

河北町は、江戸時代から明治にかけて紅花の集散地として栄え、農業を中心としながらもその副業として発達した地場産業としての履物産業、特にスリッパはいまも日本一の生産量を誇るなど、各産業とも村山地域における中核的な位置付けを果たしてきた自治体である。現在の産業構造は、卸・小売業が 25.0%、建設業が 16.8%、製造業が 12.8%、サービス業が 11.2%で、特に食料品やプラスチック製品、生産用機械の製造業が多く集積している。

人口は、昭和 29 年の町村合併時をピークとして年々減少が続いており、平成 27 年の国勢調査では 18,952 人で、5 年前に比べ 1,007 人 (5.0%) の減となった。これにともない、町内企業の大半を占める中小企業も、人手不足や後継者不足などの課題に直面しており、現状を放置してしまうと町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者にとって「引き継ぎたい」と思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

河北町では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことにより、河北町が県内でも設備投資が特に活発な自治体の 1 つとなり、村山地域における中核的な町として、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画中に 10 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

河北町の産業は、農業、製造業、卸・小売業、建設業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

河北町は森林面積が小さく、相対的に平地が多くを占める。産業については第一次産業が特に西里・溝延・北谷地・元泉地区、第二次産業が特に工業団地が所在する谷地地区と北谷地地区、第三次産業は特に谷地地区、と広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

河北町の産業は農業、製造業、卸・小売業、建設業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が河北町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性を向上させる必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、AI、IoT など最先端技術の活用や IT の導入による業務の効率化、省エネの推進や再生可能エネルギーの活用によるエネルギー収支改善など多様である。そのため、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。